

経済的に苦しい…
生活に困っている…

平成27年4月から
生活困窮者自立支援法
がスタート

こんなときは ご相談ください

こんな不安や心配を抱えていませんか



まず、早めにご相談ください

社会福祉法人 那須塩原市社会福祉協議会

生活困窮に陥る恐れは 誰にでもあります

長引く景気の低迷により失業や非正規雇用、低収入などが急増し、働く世代の生活保護受給者も増加しています。また、単身世帯やひとり親世帯の増加、近所づきあいの希薄化などによる社会的孤立によって、誰にも相談できない状況も広がっています。

このように誰もが生活困窮に陥るかもしれない恐れがある社会の中、生活に困っている人が自立するための支援が急がれています。

しかし、生活に困っている人は経済的な問題だけでなく、心身の問題、家庭の問題などさまざまな問題を複合的に抱えています。それらの問題に対応し自立した生活を営めるように支援するための相談および支援（自立相談支援事業）を行います。



■相談できる人

生活保護を受給している人以外で、生活に困っていて、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人（生活困窮者）はだれでも相談できます。年齢に制限はありません。

経済的な問題で生活に困っている人、長く失業している人、引きこもりやニートで悩んでいる人、働いた経験がなく不安な人など、生活の問題を抱えている人はどなたでもご相談ください。相談は無料です。

支援員が相談に応じます

生活に困っている人が生活保護に陥らないように、その前の段階で早く自立できるように、専門性を有する支援員（主任相談支援員、相談支援員、家計相談支援員）が相談に応じ、支援へとつなげていきます。



●主任相談支援員

相談業務全般をマネジメントし、困難な事例への対応や他の支援員への指導などを行います。

●相談支援員

相談者から相談を受け、課題の分析やプランの作成、包括的な支援の実施を行います。必要に応じて訪問支援なども行います。

●家計相談支援員

家計面から生活再建の検討が必要な人の支援を行います。

相談から自立まで継続して支援します

—自立相談支援事業の流れ

相談者の声を聞きながら、相談者と相談支援員が一緒になって自立のために取り組んでいきます。

相談の流れ

まず、困っていることを何でも話してください

- ・来所または電話でご相談ください。(来所が難しい場合はまず電話でご連絡ください)
- ・就労や家庭、心身の問題など抱えている問題を相談員が広くうかがいます。
- ・窓口に来られない場合には相談員が訪問することもできます。



相談内容から適切な対応を判断します

- ・相談の内容によって、自立相談支援で対応するか、他の適切な対応機関へつなげるかを判断します。
- ・他の機関へつなげる場合にも同行支援など確実につなげるよう支援を行います。



必要な支援が計画的に提供できるように課題を分析します

- ・相談者本人だけでなく世帯やそれを取り巻く状況、問題の背景などについて、相談支援員と相談者本人が協働で理解を深めます。
- ・相談者の抱えているさまざまな課題を包括的に把握して、分析・評価し、解決のための支援を探ります。



相談者と一緒に自立への計画を立てます

- ・相談者の希望を尊重しながら、必要な支援が計画的に行われるよう自立に向けたプラン(自立支援計画)案を策定します。
- ・プラン案は相談支援員だけでなく、相談者本人と一緒に作成します。
- ・相談者本人と相談支援員が協働で作成したプラン案について、適切かどうかを支援調整会議で協議し、最終的にどのような支援を行うかを決定します。



自立への目標に一緒に取り組みます

- ・決定したプランに基づいて支援サービスが提供されます。
- ・相談者の必要に応じた支援が提供できるように、地域のさまざまな関連機関が連携して支援を提供します。
- ・目標に向けて支援が行われているかを定期的に把握し、必要に応じて調整を行います。



自立した生活を達成

自立相談支援と他の支援が連携して支援します



自立相談支援事業で本人に必要な支援を把握し、本人の状況に応じた支援が行われるようにさまざまな支援につなげていきます。

自立相談支援事業

一人ひとりの状況に応じ、自立に向けたプランを作ります。

生活に困りごとや不安を抱えている人の相談窓口です。ここでは、専門の支援員がどのような支援が必要かを相談に来られた人と一緒に考え、具体的な支援プランを作り、自立に向けた支援を行います。

住宅確保給付金支給事業

家賃相当額を支給します。

離職などにより生活に困って住居を失った人や、または住居を失うおそれが高い人に、安定した就職活動ができるように、就職に向けた活動をするなどを条件として、一定期間、家賃相当額を支給します。

※受給には条件があります。

家計相談支援事業

家計の立て直しを助言します。

生活が困窮している世帯における家計の問題を解決し、相談に来られた人が自ら自立した家計を管理できるように支援します。相談支援、支援計画の作成、関係機関へのつなぎ等を行います。

不安や心配がある人は、一人で悩まず、問題が深刻化する前に、次の相談窓口にご相談ください。

本 所：健康長寿センター内

☎ 0287-37-6833

〒329-2705 那須塩原市南郷屋5-163

黒磯支所：いきいきふれあいセンター内

☎ 0287-63-3868

〒325-0042 那須塩原市桜町1-5

塩原支所：旧商工会塩原支所内

☎ 0287-32-5216

〒329-2921 那須塩原市塩原2404-2

相談
窓口

那須塩原市
社会福祉協議会

UD FONT
by MORISAWA

ユニバーサルデザイン（UD）の考え方に基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられる
よう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

R 100
VEGETABLE
OIL INK

環境に配慮し、古紙配合率100%の再生紙
及び植物油インキを使用しています

禁無断転載©東京法規出版
SH010060-P16